

荒川水系(埼玉県域)大規模氾濫に関する減災対策協議会 (第12回)

減災に係る取組方針の改定について

令和7年6月2日

国土交通省 荒川上流河川事務所

1. 減災に係る取組方針の改定について

5. 減災のための目標

平成28年に設立した本協議会では、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を各構成員が連携して実施することで、以下の項目を令和2年度までに達成すべき減災目標として掲げ、各取組を実施し減災対策に取り組んできた。

減災目標を持続的に確保していくためには、継続して取組を実施していくことが必要な内容も多く、令和2年以降も未達成の取組も含め引き続き実施し、5年後の令和7年度までに目標を達成・持続するよう連携して取り組んでいく。

【令和7年度までに達成・持続すべき目標】

荒川水系（埼玉県域）の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

- ※ 大規模水害・・・・・・・ 想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
- ※ 逃げ遅れゼロ・・・・・・・ 避難行動が遅れ人命にかかるような逃げ遅れをなくす
- ※ 社会経済被害の最小化・・・ 大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

【目標達成に向けた3本柱】

上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流す対策などのハード対策に加え、荒川水系（埼玉県域）において、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

- ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組
- ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

◆ 現行の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく荒川水系（埼玉県域）の減災に係る取組方針について

「令和7年度までに達成・持続すべき目標」としている。

◆ 令和7年度までの目標について、現状の達成状況や課題等を踏まえ、整理とりまとめを実施し、再検討・調整を図る。

◆ 令和8年度以降の「目標」、「実施する取組」について、原案を作成し、減災対策協議会としての合意形成を図る必要がある。

2. Ⅲ期に向けた取組事例の整理

① Ⅱ期 【令和2～7年度】で達成できた事例の共有

- ◆ 令和7年度（予定含）までの取組実施状況等を整理し課題等のをとりまとめを実施。
(実施した取組や、実施出来なかった取組の進捗状況整理等)

② Ⅲ期 【令和8～12年度】で行うべき取組内容の整理

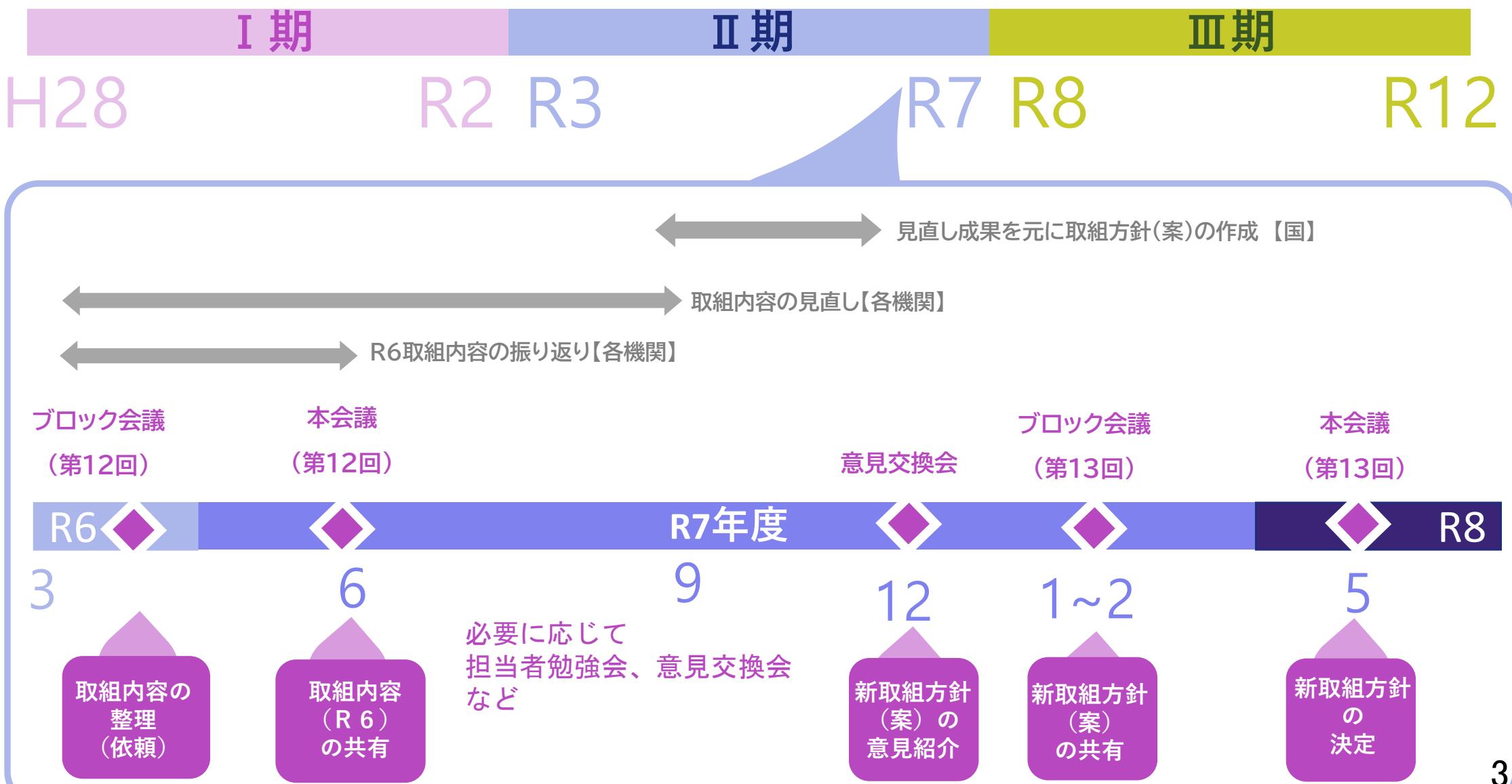
- ◆ これまでの減災対策への取組・進捗状況、課題等を踏また時期計画を立案・検討を整理する。



次期(令和8年以降)の
目標設定、実施する取組設定に向けた作業開始

3. Ⅲ期に向けたスケジュール(案)

- ◆ 現行の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組方針は5カ年毎に見直しが行われており、来年度は変換点になります。R7年のスケジュール案は以下になります。



4. III期以降のスケジュール(案)

- ◆ 第III期以降の会議開催については、下記スケジュールを想定し、毎年度同様の時期での開催を行っていきたいと考えております。

前年度

5

本会議
(第〇〇回)

当該年度

1~2

ブロック会議
(第〇〇回)

次年度

- ・開催時期：5月頃（出水期前）
- ・減災に向けた取組の実施状況共有
- ・課題等への意見交換 等

- ・開催時期：1月～2月頃
- ・減災に向けた取組の実施状況等の共有・事前確認
- ・課題等への意見交換 等